第２回　兵庫県社会福祉審議会小委員会　会議要旨

１　日　　時　令和５年１１月１日（水）１３：００～１５：００
２　場　　所　兵庫県民会館　７階「鶴」
３　出席委員　別添のとおり

［内　　容］
１　福祉部次長あいさつ
２　委員紹介
３　議題
　次期計画の骨子案について
　① 地域福祉課地域福祉班長より、資料１－１、１－２をもとに次期計画の骨子案について説明
　② 質疑

Ａ委員

　Ｐ９（1）「各主体の協働推進」内の「共同募金会の役割」は前回の計画にはなかったが、あえてこれを特出しした意図はあるのか。

事務局

　国の地域福祉支援計画の策定要領の中で、共同募金会の役割も記載することが求められており、共同募金会におかれては募金活動を通じて地域福祉の推進に役割を果たしていただいていることから、新たに追加した。

Ａ委員

　国の指針では、主体はこちらに記載の４つとされているのか。例えば、県の役割は記載しないのか。

事務局

　ここでは、市町の地域福祉計画の中で各主体の役割として触れていただきたいものを記載しているため、県は出てきていない。県の役割は第４章で記載する。

　③ 意見交換

Ｂ委員

　昨年度から始まった重層的支援体制整備事業について、新たな取組としてどう県内に広げていくかが重要。開始から１年経った今、現時点での取組の成果・効果をいかにわかりやすく検証するかが求められているのではないか。もともと、事務量を減らし、その分のパワーをサービス提供に回すという意図だったと思うが、これから取り入れるか検討していく市町にとっては、本当にそうなっているかどうかが重要。

　骨子案について、労働の問題が各所に出てくる。制度の狭間に隠れた問題が、隠れたままになっている背景として、本人や家族の雇用の問題に加え、例えば

介護従事者の人手不足の問題でも、介護業界のみならず、他の産業分野の雇用状況が大きく関わってくる。貧困の問題も同様。

困っている人をどう助けるか、どう発見するかの仕組みと並んで、他の県の雇用施策、地域経済施策、中小企業施策と具体的にどう連携していくのかといった取組があれば、より前向きになると思う。

座長

重層的支援体制整備事業について、市町にとっての意味合いと、社協にとっての意味合いが異なるという特徴があると考えている。

市にとっては、各部局や支部における縦割り、階層をいかにまとめていくかという中で、重層的支援体制整備事業の担当部署がコントロールタワー的な役割を担うという意味合いがある。

社協にとっては、市民グループの皆さんをいかに糾合していくか、ひとつの力にしていくかというプラットフォーム的な役割を担うという意味合いがある。

いま６市が重層的支援体制整備事業を実施しているが、今後市町でも計画を策定する中で、同事業をどう展開していったらいいのかの目安として、先駆的・実験的な取り組みをしているところをエピソード的に盛り込んだらどうか。市と社協の関わりにおける仕組みや、この事業の柱である相談支援、参加支援、地域づくり等について、県下の取組で特記すべきものがあれば入れていくべき。

分野ごとに、例えば生活困窮では分野横断的なアプローチが必要だと書いてあるが、それを実践している自治体はどこなのか。ヤングケアラーの早期の発見・気づきに向けて、どのような手立てを使っている自治体があるのか。こういったことについて、成功例でなくてもよいので、具体的事例を入れていくべき。

最近は厚生労働白書でも具体的な事例を入れるようになってきている。

Ｃ委員

重層的支援体制整備の中で、社協との繋がりを強化するということがいわれているが、例えば市町ではうまく回らなかったが社協のほっとかへんネットでは助かったといったことが事例の中で出てくれば良いのかなと思う。

民生・児童委員のなり手不足は深刻。これは定年延長によりずっとお仕事をされているから。退職後に民生委員をするとなると 70 歳近くから始めることとなり、さらに民生委員の定年が原則 75 歳であるため、地域に根ざすというところまでいかず辞める。

そのような状況の中で、例えば民生委員がヤングケアラーの発見をするとなると学校と連携しないと難しいし、地域の中でひきこもられている方を発見するのも本当に難しい。そういうことをしなければいけないとなると、ますます民生委員は大変ということになり、なり手が少なくなっている。

Ｐ８（3）「地域の支え合いや“つなぎ・つながる”を支える地域福祉の担い手づくり」の箇所に、「様々なイベントにおいてチラシ、ポスター等の広報に努

める……」と書かれているが、これだけではなり手不足の解消は難しい。活動実例をアピールしていくことが必要なのではないかと思う。

そんなに大変じゃない、誰でもできる仕事なんだとアピールしたいが、実際そうではないので心のギャップがある。

座長

民生委員の役割も変わってきている。昔は生活に困っている人をケースワーカーに結びつけるアンテナ役などと言われたが、今は福祉行政が充実し、何でもかんでも民生委員というわけではなくなってきているのでは。もちろん大変なケースもあるので、そういうところは民生委員の先輩や行政が充分にバックアップする必要がある。

Ｄ委員

Ｐ７（４）「社会福祉法人の専門性を活かした地域公益活動の推進」について、社会福祉法人の繋がりとしてほっとかへんネットがある。ほっとかへんネットは設立から約 10 年が経過し次のステージに向かうところであり、今後の１つの方針として、重層的支援体制整備事業の中で社会福祉法人が連携しながらしっかりと役割を果たしていくというのがある。先駆的事例とまではいかなくとも、基本的な方向性について、県の特徴として、社会福祉法人と連携して重層的支援体制整備事業を盛り上げていくというコラムやエピソードがあればよい。また、重層的支援体制整備が進まない市町について、県として専門的アドバイスも含めてバックアップしていく必要がある。

Ｐ９～Ｐ10 あたりになるが、地域福祉には、それぞれの市町の体力が影響してくる。高齢化や人口減少が進んでくると、規模が小さいところほどしんどくなるが、例えば岡山県の奈義町、西粟倉村はとても活気がある。市町の生活基盤を支える、地域福祉推進の土台となる施策を県としても積極的に推進していく、というのがあればよい。

Ａ委員

ほっとかへんネットそのものは私の認識では発展途上。ただ、神戸市垂水区、南あわじ市は先駆的に成功しているので、そういった事例を紹介しながら、実際にやるかどうかは各市町のほっとかへんネットで判断してもらえればよいが、取組の紹介という形で計画に盛り込むことは可能かと思う。

事務局

現在、ほっとかへんネットの次の 10 年の方針について検討しているところ。さきほど民生委員が個別の相談を受けて大変な思いをされているというお話があったが、そういったところにバックアップが必要という話がある。ほっとかへんネットにおいても、市町単位でネットワークを組んで取り組んでいるが、そのネットワークのエリアをもう少し小さくして、法人・施設や、地域の住民の話し合いの場などにコミットしていくという方向性も検討している。民生委員のバックアップについては、重層的支援体制整備事業で行政も取り組まれると思うが、民間の力も活かして進めていくのが大事かと思う。

ほっとかへんネットの事例としては、神戸市垂水区において、もともと復興住宅を支援するという具体的な課題へのアプローチを行っていたが、その課題解決後もノウハウを区内全域に広げていくという取組を行っている。こういったものが事例として載せられるかと思う。

座長

社会福祉法人の地域への貢献について、新しい形を兵庫県からスタートしていこうという趣旨の事例があればよい。地域の担い手、社会貢献という時に、市民個人のみを念頭に置くのではなく、企業、社会福祉法人、グループ等と、広い視野で見ていくとよい。そして、そのうちの一つとして、ほっとかへんネットという兵庫県的な動きを紹介できたらよいのでは。

Ｅ委員

Ｐ２「６　計画の目標（目指す地域社会の姿)」に記載の「地域住民ひとり一人の暮らし・生きがい・地域を、ともにつくる地域共生社会を目指す」というところで思い浮かんだのが、神戸の元町マルシェの取り組み。山間地域で作りすぎて余った野菜を神戸に持ってきて売るというもので、この売り上げで孫にお小遣いをあげたり車を買ったりと、高齢者が生き生きしている。こういった取り組みが全県的に広まればいいと思う。

Ｐ３「①　ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）の視点」について、地域若者サポートステーションで、15 歳から 49 歳までの無業状態の若者の就労支援をしているが、その中で高校中退者の支援がある。全日制高校を中退後、県立私立を問わず通信制高校の情報はインターネットで調べることができる。その中でも、県立の通信制高校は、現在措置されている教員の人数で在校生徒を支えきれるのか、卒業後の進路はどうなっているのか、しっかり見ることが重要ではないか。そこで「誰ひとり取り残さない」と真逆のことが起こっていることもあるかもしれない。通信制高校には支援を必要とする方が多いのではないか。例えば、「保育士になりたいが家庭の経済的事情で専門学校に行けず諦めた、働かないといけないが保育士以外に何をしたいか分からない」という県立の通信制高校に在籍中の 10 代の若者から相談を受けた。「社会に出ても学び直す機会はたくさんある」と伝えると、表情が変わり、求職の姿勢が前向きになることがあった。在校生徒にはそういった働く上でのアドバイスやサポートをする第三者機関が必要ではないか。

例えば、「保育士になりたいが家庭の経済的事情で専門学校に行けず諦めた、働かないといけないが保育士以外に何をしたいか分からない」という県立の通信制高校に在籍中の 10 代の若者から相談を受けた。「社会に出ても学び直す機会はたくさんある」と伝えると、表情が変わり、求職の姿勢が前向きになることがあった。在校生徒にはそういった働く上でのアドバイスやサポートをする第三者機関が必要ではないか。

Ｐ３「（４）子どもに関する状況」で、里親制度ももう少し柔軟に考えていくことができないかと思っている。親族里親制度を利用できない人など、制度の

狭間にいる人を助ける仕組みがあればよい。

Ｐ５「（４）地域を支える人と組織の多様化及び裾野の拡大」の４点目、「地域の担い手の確保」というところで、地域若者サポートステーションにくる方は、自宅から通える就職先を探されていることが多い。又は、何かあれば実家に帰れる範囲で仕事を探される方もおられる。こういった若者は、地元の産業の担い手、地域の支え手として充分考えられる。結婚して子どもが生まれ、PTA等といった地域の役割を担っていくことも考えられる。このような若者に対する支援も、未来への投資と思って行ってほしい。

Ｐ５「（４）庁内連携及び関係団体との連携の強化」の「①庁内連携体制」について、「福祉部局と地域づくり部局等との連携をはじめ関係部局との庁内連携を強化」とあるが、教育も入れてはどうか。

Ｐ７「（３）地域を支える団体の基盤強化」について、例えば県職員が地域活動に参加したり、数か月から年単位でNPO等へ出向を行ったりと、現場で地域の課題を把握していただくのもよいかと思う。

Ｐ９「（１）各主体の協働推進」の「社会福祉法人の役割」内「地域における公益的な取組の実践」で、社会福祉法人と、NPO や一般社団法人とのマッチング機能があれば、事業の広がりなど、相乗効果が生まれるのではと思う。

Ｆ委員

第５期の計画の１ページ目は、第４期の計画１ページ目に近い体裁になっていくのか。

Ｐ２「５　第４期地域福祉支援計画の評価（２）県の取組状況」で、56 施策（H29 年度）から 203 施策（Ｒ４年度）に増加したという点が、インパクトがあった。これらは現在、残すべきもの、ひろげるもの、つぶすものに精査されていると思うが、それを含めて主な県の施策が第５期のカバーペーパーに載ってくるということか。

事務局

そのとおり。

Ｆ委員

第４期計画添付資料の「地域福祉支援施策の体系」では「社会福祉課」が出てくるが、このたびの庁内WGに社会福祉課が入っていないのはなぜか。

事務局

社会福祉課は総務課という名称になり、総務機能のみになっている。かつて社会福祉課が所管していた地域福祉支援施策は、現在では地域福祉課の所管になっている。

Ｆ委員

県の主な施策をきちんと評価して、これから５年間使える計画にして市町に見てもらえるものにしないといけないと思ったため、確認させていただいた。

Ｇ委員

Ｐ７（５）「災害時に備えた平時からの対応」内に、災害時要援護者と記載

されているが、災害対策基本法の改正により、要配慮者若しくは避難行動要支援者という文言に変わっている。またＰ７（３）「地域を支える団体の基盤強化」内、生活支援体制整備事業や、重層的支援体制整備事業といった文言の記載について、生活支援体制整備事業は重層的支援体制整備事業のメニューに含まれているので、敢えて特出しするのか、併記するか等の整理が必要。

Ｐ６（３）「生活困窮者等に対する分野横断的な対策の推進」内、支援内容を協議する地域協議会という表現があるが、類似した協議会や委員会が様々ある中で、新たに協議会をつくるほかに、既存の協議会を活用するといった表現を加えても良いのではないか。

重層的支援体制整備事業の意味合いが行政、社協で異なるとの意見があったが、加東市では、本事業の目的として、支援者を支援する１つの概要図のようなものを示していくことで、支援する側が抱え込んでしまう状況を防ぐ必要があると認識している。そのため、重層事業の５つのメニューを効果的に組み合わせ、１人の担当者で対応しきれないケースについては多機関協働事業として重層的支援会議にかけ、皆で解決しようとする、といった支援者支援の意味合いがある。それらの体制を整備した後に、課題の解決に向けて取り組むことができる。

座長

重層的という言葉には複数の意味がある。当事者にとってのフェイルセーフ、そして支援者にとってのフェイルセーフ、支援者側がバーンアウトしてしまわないか、或いは支援者の従来の活動ではカバーできない面に対して新たな機関が必要である。

また、最初に指摘のあった災害時要援護者等、分野によって呼称が異なる場合がある。記載方法については検討が必要。

Ｈ委員

社会福祉法人としての活動を行っている保育園が多く、法改正により、社会貢献や地域貢献を、という気運が高まっている。その中で、法人チェックリストにより、どのように地域貢献をしているかを把握することができる。それにより、活動意欲の高い団体が特定できるのではないか。

当方、市の助成金を得て、法人で園長として勤めており、その中で子ども食堂や高齢者サロン、子どもの居場所づくりを行っている。そういった活動を個人で実施されている方も多くいるが、法人であれば基盤が大きく、助成額も当然多くなるため、法人としてやっていく価値が大きい。

平成 22 年、宝塚市内でブラジル人の中学生が家族への不満を理由に放火をしたという事件が起こった。その後、民間企業の方が独自で外国人に特化したこども食堂のような事業を実施し、現在も継続している。そういった事業に対する支援が以前はあったが、現在はない状態。そういった事業を実施している事業者について市または県が何らか補助できれば。そういった方々のおかげで、外国人の居場所づくり及びコミュニケーションにも繋がっている。

Ｉ委員

障害の分野でも、各市町において独自に取り組める施策のメニューがあるが、それを充分に活用している市町とそうでない市町があるように思える。

そういった現状及びその解決策について地域福祉支援計画に掲載することは可能か。

座長

介護保険や障害者福祉計画においても、国がある一定の基準を示している中で、各市町間で平準化は進んでいる。一方で、市町独自の取組については首長や議会、住民の働きかけ等が考えられるが、そういったばらつきに対しての見解は。

事務局

その部分については大きな課題であると感じている。基本的には市町が実施主体となっている場合が多く、例えば生活困窮者自立支援事業の任意事業はなかなか進捗しない。必須事業は法律で定められているので実施しなければならないが、結局は人や財源等を含めた市町の状況に依存する。

その上で県として何が出来るか、を考えたときに、どの市町に住んでいても一定水準のサービスを提供するための環境を整えることが役割であると考えている。そのために市町間の事例共有や研修等を実施することで、課題を解消することが出来ないか、と考えている。その上で、それらを地域福祉支援計画に記載すべきか、若しくは分野別の計画に記載するべきなのかは検討が必要。

Ｊ委員

市社協の立場として、様々な分野における課題がある中で、本計画の骨子が出来ているので、完成した計画を効果的に活用していけるよう、工夫を凝らしていく必要がある。

Ｋ委員

コープこうべは、世帯間利用率が 30～50％であり、ほぼ半数がカバーできる状況であり、福祉の一端を担っている自覚がある。より安心して暮らせる地域づくりというのはコープこうべにおける 2030 年の目標でもある。その中で、生協や宅配、郵便局など民間の力を活用するといった記載が地域福祉支援計画には無いように思えるので、記載を考慮していただきたい。

事務局

公民連携の取組は重要であると考えている。県としては、地域見守りネットワーク応援協定等を通じて民間企業との連携を図っており、その内容については計画に記載する。

Ｌ委員

地域づくりの部分や、地域社会の現状におけるデータもそうであるが、認知症高齢者に関する記載がない。今後も認知症高齢者は増加する見込みであり、地域福祉支援計画が５年後も見据えた計画であることを考慮すると、地域づくりの一員である認知症高齢者に関する記載が必要ではないか。

また、制度の狭間に関する意見があったが、地域包括支援センターの話をすると、障害者の方が65歳になった「高齢障害者」も制度の狭間である。障害及び介護保険の制度上、今まで掛からなかった料金が65歳になると１割負担が発生する。それらに対する対処法は市町でも考えているが、それだけではなかなか追いつかない。Ｐ４．２（１）「複合的な課題、制度の狭間の課題等への対応強化」の部分に高齢障害者に関する記載を入れていただきたい。高齢化が進行する中で、市町としてはこの部分が大きな課題となる。

生活支援体制整備事業については、地域でサロンや民生委員等の地域活動を実施している方と関わる機会があるが、軒並み高齢である。それらの方々が体調を崩す等で地域活動が出来なくなった場合、地域活動を盛り上げる担い手がいなくなる、という事態が発生する。ほっとかへんネットは発展途上。高齢、障害、児童の関係者で集まったとしても、お互いのことや、何をやっていくべきかも分からない。そういった時に、地域のサロン等、個人で実施されている方への協力が社会福祉法人として出来れば。しかしそれにもマッチングが必要。

M委員

医療体制の地域格差が大きい。高齢者問題と言っても各地域によって対応が異なる中で、誰一人取り残さない地域づくりというのは非常に大変である。

看護の面では、訪問看護や介護等に該当する方には支援が実施できているが、健康で暮らしている高齢者への支援はどうなるのか、地域づくりの在り方。が一つのキーワードとなってくる。

誰一人取り残さないために、各機関が連携したネットワークの構築等に取り組んでいく必要がある。

N委員

第３章の推進方策について、分野横断的といった文言が複数記載されているが、それぞれのケースにおいて、どこの機関で、誰が対処するのかを整理する必要があるのではないか。

また、Ｐ７．２（４）「社会福祉法人の専門性を活かした地域公益活動の推進」内、「地域サポート施設」として知事認定、という記載について、県内の特別養護老人ホームにおける８割弱が該当している。これらの知事認定に係る効果については難しいところ。

次に、Ｐ９．３（４）「福祉・介護人材の確保（定着）及び資質の向上」内、外国人のＥＰＡに関する記載について、外国人技能実習制度は新制度に移行しつつあると同時に、特定技能に係る記載がない。

最後に、Ｐ９．１「各主体の共同推進」内、社会福祉法人の役割の箇所に、地域における公益的な取組との記載があるが、第１回の小委員会の中で、特別養護老人ホームの３割程度が赤字になっているとの説明を行ったが、最新の情報では全国的には５割越え、県内では４４％が赤字の状態である。万が一そういった法人が経営状況の悪化により解散となってしまった場合、どうい

った形で施設の入居者達をフォローしていくのか、来年度、介護保険制度の改定がある中で、想定しておく必要がある。

赤字が続くと、運営主体として様々な施策を展開することは難しい。今後もそういった状態が続く可能性が高いことも考慮すると、今後５年間のものである地域福祉支援計画に何らかの記載が必要ではないか。

座長

社会福祉法人の破綻は現実の問題として発生している。単年度の赤字であればまだしも、それが累積し、同時に現場での人手不足の問題もある。地域福祉を推進していく上で重要な社会資源である社会福祉法人へのフェイルセーフを考慮する必要があるのではないか。

O委員

新たな施策を行うことも重要であるが、既存の事業を強化することも必要。新たな事業にはそれだけ人材も必要となるし、それぞれの施策が繋がっていない場合もある。事業を実施する側としては、現在行っている事業がより強化された形になることで活動しやすくなる。

Ｐ３には地域社会の現状として様々なデータが掲載されているが、（４）の子どもに関する状況を見たときに、少子化は進行しているが虐待の件数は増加している。要保護児童が増えているということは貧困家庭が増えている、ということにも繋がっている。

現在、要保護、要支援の見守り強化事業として、そういった課題を抱える家庭に食材を届けて訪問する、という事業を行っている。不登校になった理由は一人親などを含む様々な理由で親の方が疲弊してしまっている、というパターンもあり、そういった状況で学校として出来ることが限られている中で、地域や福祉部門が支えつつ、教育の現場とも繋がっていかなければならない。

今後、福祉と教育を切り離して考えることは出来ないし、発生している問題に対して学校だけでは対処できないケースもある。尼崎市では、教育、福祉、保健が一体となった総合施設があるが、やはり縦割りでそれぞれがうまく繋がらない。

親が疲弊したこと等を理由に不登校となり、学校にも行けず、通信制の学校に行ったとしても結局辞めてしまう。そしてそのままひきこもりとなってしまう方程式が確立しつつある中で、やはり福祉と教育の連携は重要である。

Ｅ委員からもあったように、Ｐ５「（４）庁内連携及び関係団体との連携の強化」の中には、是非教育も入れてほしい。

座長

Ｐ６（２）や（３）に、連携という文言が多く記載されている。連携とはどういう意味であるのか、またそれを記載した上でそれらを阻んでいる要因は何なのか、それらはどうしたら打開できるのか。その辺りをもう少し具体的に記載しないと実効性に欠けるのではないか。

教育の話がO委員から出たが、他分野との具体的な関わり方や、つながり方

に関する具体例、県下の好事例等があればもう少し記載できると良い。

Ａ委員

第４期計画を見ていると、施策における目標数値に具体的なものが少ない。この辺りはより充実させていきたい。

また、県と市町の計画の違いがわかるように、それぞれの計画に盛り込むことが必要な事項を記載してはどうか。

続いて、Ｐ７．２（５）「災害時に備えた平時からの対応」について、現計画ではＤＷＡＴがなかなか進捗していなかったが、現在はそれらについて記載できるはず。併せて、市町におけるボランティアセンターの設置等について、近い将来に発生する可能性の高い南海地震のこともあるので、何らかの記載が必要。

併せて、Ｐ７．２（６）「外国人が安心して生活できる環境整備」について、行政からの外国人支援に関する記載はあるが、外国人が地域で生活していく上での交流の場を設定するなどにより、お互いの文化への理解に繋がるため、それらについて記載していければ。

座長

地域福祉推進の中核機関として社協のあり方、自治体における社協との付き合い方はどうあるべきか。どうすれば社協の独自性を活かしながら公益的な事業を共に推進していけるのか、について記載ができるよう、考えていきたい。